

令和7年度 老朽危険空き家の 解体補助金



補助金額

上限 **80万円**

(解体工事費用の5分の4)

【島しょ部限定】

上限 **120万円**

(解体工事費用の5分の4)

申請事前相談

5月1日(木)～12月26日(金)

申請受付期間

- 第1期(募集枠 2,400万円)
6月2日(月)～6月30日(月)
※募集枠を超えた場合は、危険度が高いものを優先
- 第2期(募集枠 1,200万円)
8月1日(金)～12月26日(金)
※先着順(予算額に達し次第終了)

島しょ部は解体による廃棄物の運搬費(フェリー代等)などがかさむため、令和6年度から増額!

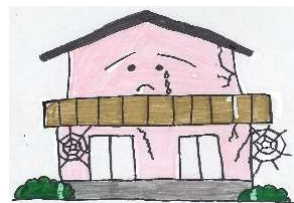
補助対象の条件等

1. 対象空き家	① 松山市内にある空き家(住宅が対象) ※併用住宅の場合、住宅(居住用)部分の床面積が全体の半分以上を占めるもの ② 松山市が行う不良度判定で100点以上のもの ③ 建築物が立ち並んでいる道等の沿道に位置する空き家 ④ 倒壊すれば、敷地と道の境界を越え災害時の避難等に支障をきたすおそれがある空き家 ⑤ 今回の解体について他の補助金を受けていない(受ける予定がない)空き家 ⑥ 公共工事の補償の対象となっていない空き家	CHECK!
2. 対象者	① 空き家所有者として、<u>建物の「登記事項証明書」</u>若しくは「固定資産課税台帳記載事項証明書」に記載されている<u>個人又はその法定相続人</u>など。 ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りではない。 ② 松山市税を滞納していない者 ③ 暴力団員等ではない者 ④ 空家法第22条第3項による「命令」を受けていない者	
3. 対象工事	① 空き家の全部を解体する工事(一部を解体する工事は対象となりません。) ② 補助金交付決定後に契約を行う解体工事(<u>決定前に契約した工事は対象となりません。</u>) ③ <u>松山市内</u>に住所を有する個人事業者又は事業所を有する法人が行う工事 ④ 建設業法の許可又は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の登録を受けた、個人事業者又は事業所を有する法人が行う工事 ⑤ 令和8年1月30日(金)までに実績報告書の提出ができる解体工事	
4. 補助額	家財道具、庭木等の処分費を除く「解体工事費(税抜き)」の5分の4 (上限80万円。ただし、島しょ部は上限120万円) ※条件によって補助額が上記と異なる場合があります。	

補助申請

※各様式は松山市役所の住宅課で配布（郵送不可）。ホームページでダウンロード可能

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 申請者の住民票の写し等（コピー不可）
- ③ 補助対象空き家の外観写真及び位置図（併用住宅等の場合は、内部写真や平面図等もご提出ください。）
- ④ 建物の登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書等（コピー不可）
- ⑤ 見積書（施工業者印付。内訳書含む。）
- ⑥ 確約書（様式第2号）
- ⑦ 松山市税の完納証明書（コピー不可）
- ⑧ 銀行等口座番号確認書
- ⑨ 所有者の法定相続人であることを証明する戸籍等（コピー不可）
- ⑩ 申請者が補助金の手続きを他の者に委任する場合は委任状（様式第3号）
- ⑪ その他（その他市長が認める書類）

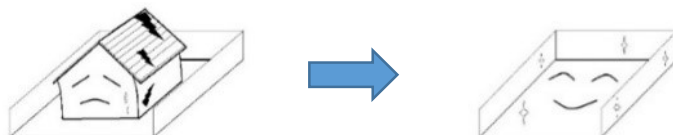


※松山市役所の本館7階の住宅課にご提出ください。（支所等への提出や郵送は不可）

実績報告

※各様式は市（住宅課）ホームページでダウンロード可能

- ① 実績報告書（様式第7号）
- ② 完了届（様式第8号）
- ③ 解体工事の施工後の写真
- ④ 解体工事の請負契約書等のコピー
- ⑤ 解体工事費の領収書のコピー
- ⑥ 補助金交付請求書（様式第9号）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類



※令和8年1月30日（金）までにご提出してください。（郵送可。ただし、令和8年1月30日（金）必着）

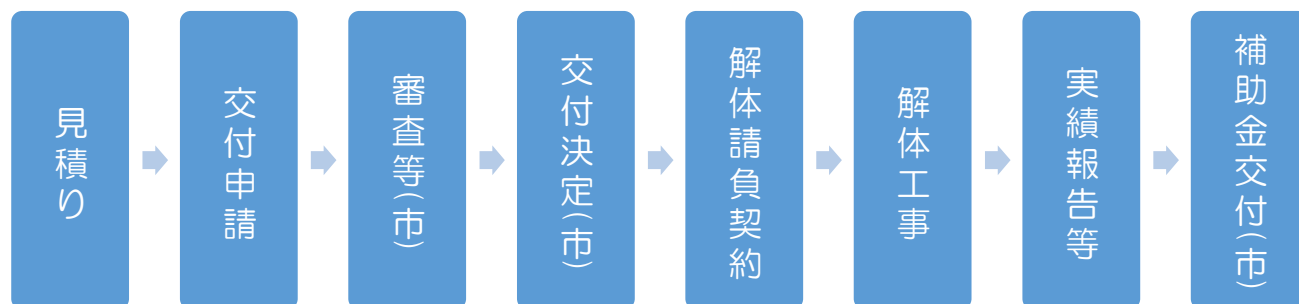
※補助金の全部または一部を直接工事業者が受け取る「代理受領制度」があります。

ご利用される場合は別の書類の提出が必要になりますので、松山市役所住宅課までお問い合わせください。

注意事項

- **第1期**の受付期間内に募集枠を超えた場合は、松山市が行う不良度判定の「危険度が高いものから優先」して補助の交付を決定します。
- **第2期**は**先着順**で補助の交付を決定します。（予算額に達し次第終了します。）
- 固定資産税の住宅用地特例措置の適用を受けている場合は、空き家を解体することで除外されることになります。（土地の固定資産税の額が増えることがあります。）

【本申請手続きの流れ】



【お問い合わせ】

松山市役所 開発建築部 住宅課 空き家対策担当 （松山市役所 本館7階）

〔電話〕 089-948-6787・6934

〔E-mail〕 juutaku@city.matsuyama.ehime.jp

